

令和6年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和6年9月4日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年9月4日 午後 1時36分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早	川	順	治	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	大	森	初	恵							
総	務	課	長	山	本	敦	志	税	務	課	長	石	伊	利	光							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	宮	田	慎	治	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	片	山	和	子				
農	林	課	長	三	高	昌	之	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	檜	寄	秀	徳	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	岡	崎	直	樹

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 4 6 号	吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 4 7 号	吉備中央町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 4 8 号	吉備中央町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 4 9 号	吉備中央町税条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 5 0 号	吉備中央町放課後児童クラブ条例について
日程第 7	議案第 5 1 号	吉備中央町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 5 2 号	岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第 9	議案第 5 3 号	請負契約の締結について（岡山自動車道付加車線化事業に伴う町道大村栗ノ木此線付替工事）
日程第 1 0	議案第 5 4 号	請負契約の締結について（（仮称）豊野放課後児童クラブ施設新築工事）
日程第 1 1	議案第 5 5 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて （中型スクールバス車両購入）
日程第 1 2	議案第 5 6 号	令和 5 年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について
日程第 1 3	議案第 5 7 号	令和 5 年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について
日程第 1 4	議案第 5 8 号	令和 5 年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について
日程第 1 5	議案第 5 9 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 1 6	議案第 6 0 号	令和 6 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 7	議案第 6 1 号	令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算に

ついて

日程第18 議案第62号 令和6年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正
予算について

日程第19 議案第63号 令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算につ
いて

日程第20 議案第64号 令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算につ
いて

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること
について

(追加日程)

追加日程第1 発議第5号 石井壽富議員に対する議員辞職勧告について

追加日程第2 閉会中の特定事件(所管事務)の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第46号 吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正する条例について 可決

議案第47号 吉備中央町情報通信技術を活用した行政の推進等に関す
る条例の一部を改正する条例について 可決

議案第48号 吉備中央町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改
正する条例について 可決

議案第49号 吉備中央町税条例の一部を改正する条例について 可決

議案第50号 吉備中央町放課後児童クラブ条例について 可決

議案第51号 吉備中央町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び
吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する
条例について 可決

議案第52号 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について 可決

議案第53号 請負契約の締結について(岡山自動車道付加車線化事業
に伴う町道大村栗ノ木峠線付替工事) 可決

議案第54号 請負契約の締結について((仮称)豊野放課後児童クラ
ブ施設新築工事) 可決

議案第 5 5 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて（中型スクールバス車両購入）	可決
議案第 5 6 号	令和 5 年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定について	認定
議案第 5 7 号	令和 5 年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定について	認定
議案第 5 8 号	令和 5 年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定について	認定
議案第 5 9 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 6 0 号	令和 6 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第 6 1 号	令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第 6 2 号	令和 6 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	可決
議案第 6 3 号	令和 6 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第 6 4 号	令和 6 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
発議第 5 号	石井壽富議員に対する議員辞職勧告について 閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	可決 決定

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、成田賢一君、10番、渡邊順子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、議案第46号、吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第46号、吉備中央町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第47号、吉備中央町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第47号、吉備中央町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第48号、吉備中央町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第48号、吉備中央町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第49号、吉備中央町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第49号、吉備中央町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第50号、吉備中央町放課後児童クラブ条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

確認で質問をさせていただきます。

ほかの自治体の放課後児童クラブ条例等も見ましたら、例えば開所時間であったり、休所日、そして生活保護や児童扶養手当を受け取っている世帯などについての具体的な定めを条例で定めていたんです。ただ一方で、こちらの条例案につきましては、そういったところが具体的に書かれておりませんので、なぜ条例で定めないというか、書かれてないのかという理由を教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片山子育て推進課長。

○子育て推進課長（片山和子君）

では、9番、成田議員の御質問にお答えいたします。

利用料の減免等については、特別な理由によりまして減免とか免除とかができる制度となっております。こちらにつきましては、条例の第10条にあります。この条例の施行に関する必要な事項は町長が別に定めるということとしておりまして、条例が制定されましたら、別途放課後児童クラブ条例施行規則を定める予定であります。

その規則の中には3つの免除、減免の特別な理由を設けております。その中には、保護

者が生活保護を受けている世帯であったり、母子父子または重度障害者世帯で前年度の住民税が非課税である場合は免除するといったような項目を3つ設けております。あと、母子父子または重度障害者世帯で前年度の住民税が均等割の場合、2分の1の減額、それから3つ目として生計同一世帯の児童が2人以上の場合、2人目以降を2分の1の減額、その他町長が認めた場合は減免または免除できるものとするという規定のほうを制定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第50号、吉備中央町放課後児童クラブ条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第51号、吉備中央町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第51号、吉備中央町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例及び吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第52号、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第52号、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第53号、請負契約の締結について（岡山自動車道付加車線化事業に伴う町道大村栗ノ木峠線付替工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第53号、請負契約の締結について（岡山自動車道付加車線化事業に伴う町道大村栗ノ木峠線付替工事）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第54号、請負契約の締結について（（仮称）豊野放課後児童クラブ

施設新築工事)を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第54号、請負契約の締結について（（仮称）豊野放課後児童クラブ施設新築工事）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第55号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて（中型スクールバス車両購入）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

この議案に対して異議を申し立てるものではございませんが、このバスの購入につきましては、小学校の統廃合に伴いまして、子どもたちの安心・安全な登校のために使うということ承知しておりますが、このバスについても安全面に十分な配慮をお願いしたいと思っておりますので、ここで申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第55号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて（中型スクールバス車両購入）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第56号、令和5年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私からは、主な2項目で質問が7つぐらいありますので、質問いたします。

まず、1項目めが決算認定資料の91ページのデジタル交付金2億4,366万円なんですが、このうち約2,600万円程度が岡山大学に支払われていました。御存じのとおり、協議会のデジタル交付金事業を受けるのは、LLP、インクルーシブスクエアだと考

えられるのですが、なぜ岡山大学がこれを協議会から直接受け取ることができるのかというところでデジタル委員会で質問をしましたところ、岡山大学と吉備中央町との連携協力に関する協定書に基づくと回答が返ってきました。

そこで質問なんですが、この協定書の中には、連絡協議会の設置と経費負担に関して協議が定められております。まず、この支払いの根拠を知るためにも、連絡協議会の設置と経費負担に関してどのような話合いが行われたのかというところをまず質問をいたします。

次、2項目が101ページの決算認定資料に書かれてますので、過年度分普通旅費（加藤議員3,000円）ということについての質問です。こちらは7項目ほど質問がありますので、質問いたします。

まず、12月8日の東京の出張に関しまして、副町長、総務課長補佐、企画課長、そしてこの議員が行ったということなんですが。復命書がないので、なぜ行かなければならなかったのかというのが分からないので、もう一度説明を求めます。

2つ目が、役場の方々は公用車でこの賀陽庁舎から岡山空港に行っているんですけど、この議員だけは前日に東京へ行ってまして、この際にも公用車が使われております。なぜここで公用車が使われたのかも説明していただけたらと思います。

これに併せまして、たしか議員が広報委員会とかで別口で東京に行かれる際には、その飛行機代は出ないんじゃないかということも聞いたんですが、今回のこの出張に関しましては、前日行かれています東京への飛行機代も支給されていますので、それはなぜなのか。こちらが3つ目です。

4つ目が、令和5年9月議会で私が質問した際に、町長並びに総務課長が、株式会社ぎょうせいが発行している行政財務実務大全のQ&Aに基づいているということだったので、私、ぎょうせいに確認をいたしました。そうしましたところ、条例に定めがなければ、旅費の支給はできないと考えられると回答がありました。

この議員の旅費に関しましては、議会費から出ていなくて、命令書によると総務費から出ております。当時の吉備中央町職員の旅費に関する条例では、こちらの適用が職員並びにその家族または遺族に限られておりますので、こちらは適用できないのではないかと思いますので、また説明を求めます。

5つ目、この出張で私が開示請求して受け取った書類と、役場が今回の一般質問の1日目にボックスに入れてくださったんですが、その提出した書類が異なっております。先ほ

どもこの議会の直前に総務産業常任委員会で企画課長が、命令書はこの決裁、11月30日の後に企画課で保管していたとおっしゃっていましたが、私が開示請求した書類、1ページ目から207ページまで全てページが記されてるんです。ただ、提出された書類にはページが記されておられません。ということは、決裁日、11月30日でこの命令書をファイルしていたというのは疑わしいと思いますので、説明を求めます。私が受け取った書類と議会に提出した書類で追記した理由を求めたいと思います。

最後に、決裁者と受命者、それぞれ異なると思うんですが、記載された文字を見ますと、同一の人物が書かれているんじゃないかと考えますので、一体どなたが決裁者と受命者で、どなたが記載されたのか、そこまでの説明をお願いいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

それでは、成田議員の御質問にお答えいたします。

岡山大学との協定の関係の連絡協議会等につきましては、そういう名称での会議自体は行なってはおりませんが、岡山大学さんとはデジ田事業の関係等で定期的に定例会のほうで情報共有をしたりとかというふうな形は取らせていただいております。

それから、旅費の関係ですが、12月8日の出張について、用件について再度の御質問だと思います。

この出張につきましては、本町がスーパーシティの頃から健康特区に指定されたというふうなこともございまして、関係していろいろお世話になった方へのお礼が主な目的でございました。

それから、公用車を使ってということなんです、こちらのほうは実際には議員の場合には公用車のほうは使われておりませんので、記載内容が公用車という表記になっているのは適正ではなかったかなというふうには思っております。

それから、飛行機の利用につきましては、こちらについては2日行かれておりますので、その往復の航空運賃を見させていただいたということになっております。

それから、命令書の書類が違うということなんです、こちらについては11月30日時点、出張命令書を起案した日については、その時点での日当については、先ほど総務産業常任委員会のほうでも御説明させていただきましたとおり、出張の日当のほうはお支払

いはしないということで処理をしておりました。その後、日当のほうを支払うということになりましたので、そちらの書類のほうに追記で金額のほうを掲載をさせていただいたということでございます。

こちらからは以上になります。

○議長（難波武志君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御質問の中で旅費の規定がないということに対して、なぜ支給をしたかということですが。通常、いろいろなケースがございます。そのケースのたびに、事務提要でありますとか、逐条解説を参考に運用をしております。

今回のケースも、議員の出張、議会の出張ではない、執行部側の出張とするところについては、地方公共団体として旅費を支給すべきであると、ただし議員として受け取る費用弁償ではなく、一般の旅費の条例に定める金額を支給すべきであるというふうなところの解説を参考にさせていただき、最終的には町が運用を決定し、町長が許可をしたものでございます。

それから、あと開示請求のページの件でございますが、これは開示請求の折に整理をするためにページをつけていたものでございます。当初に開示請求の回答として出した書類の連番としてつけていただけてございますので、特にそういった思われているようなことはないと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

成田議員、答弁漏れがありますか。

（9番、「そうですね。岡山大学との協定書での経費負担が書かれているので、そのことを質問してるんですけど。」の声）

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

すみません。お答えいたします。

経費負担につきましては、今回、岡山大学で行なっております遠隔診療のサービスにつきましては、デジ田交付金を活用しての事業となります。その費用負担については、今後、岡山大学との協定に基づく協議の中で検討していくようになるかというふうには思っ

ております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

事務処理の過程でページなしのが添えられたというのがある、続けてあったという、この意味なんです。各課ですべて書類を点検して、そして支払いそのものは会計管理室を通過して初めてする。その後、また議会の監査委員も含めて監査をする、そういう過程を経ますよね。とすると、このページなしの分は、いつ、どういう形でそこに入ったのか。聞き方によったら、途中で書類が1つ加わったというふうにも取れたんで、その辺明快に、疑問が残らないようにしておく必要があると思うんですが。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今のページが飛んでいたという、そのことですかね。開示請求を行われて最初に出した書類の連番の数字、さらに追加で1枚出したということなので、特にそういった意図はないと思われま。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

とすると、開示請求があつて、そのときに添えられたというふうにするんですか、流れからいうたら。だから、一遍は閉じてしまつて、そして開示請求があつた、それに対して答えた、そこへ新たにページのないのが加わつたという流れですね。とすると、それは監査等の対象にはなつていなかったというふうにも取れますが、開示対象にまでなつているとすれば。どの時点でそうなつたん。僕、そういうことがあり得るのかなという感じがするんですが。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

当初は支払いがされてなかったということで、文書の保管が支払いがされた書類とは別個にあったということです。その後、支払いがされたということで、新たにその書類を追加してお出しをしたということでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

先ほどの答えから少し質問をいたします。

まず、デジタル交付金なんですけれど、吉備中央町はデジタル事業を協議会にお願いをして、協議会がプロポーザルを行なって、LLPがそれを令和4年度から実行されてますよね。それで、継続してプロジェクトを行うから、令和5年度も国のほうから継続プロジェクトという形でお金をいただいて、プロポーザルをすることなく、LLPが事業を継続しているということですよ。これは昨日確認しました、役場で。

一方で、協議会を通さずに、LLPではないところが急に外から出てきてお金をいただくとなると、果たしてそもそもその整合性、透明性ということに関して言えば、どのように判断すればいいのかなというところ、私が見えないんです。それが協定書に基づくのであれば、協定書に書かれている連絡協議会の設置と経費負担は、昨年度行われてなければならなかったと思うんです。なぜこういったことが行われてなかったか。先ほど経費負担もこれから今後検討していくということだったので、こちらは責任者である町長に答弁を求めたいと思います。

2つ目、出張費に関する日当に関してのものなんですけれど、総務課長が述べられたのは、行政の実務をする上ではQ&Aにのっとって行うということだったんですが、そもそも法令が必要だと思うんです。その法令を示していただきたいと思います。なぜなら、こちらは議会の議員の公務ではないので、議員の旅費に関する条例も適用できないし、この当時の職員の旅費に関する条例も適用できないからですと私は考えているからです。

先ほどの連番に関してなんですが、日当が出てないと言っていたものの、飛行機代は出ているんですよ。であれば、私が開示請求をしたときに、きちんとそれは出すべきだと思うんですが、なぜこのページだけ抜けていたのか。もう一度説明を求めたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大樫企画課長。

○企画課長（大樫隆志君）

お答えいたします。

LLPに入っていない団体がという御質問ですけど。この件、岡山大学さんの遠隔診療の関係をおっしゃっているのかなというふうに思います。この件については、岡山大学との連携、協力の包括協定も町として結んでおりますし、デジ田事業については、町から推進協議会のほうへ交付して、推進協議会の中で計画であったり、予算について審議をいただいて、承認して事業のほうを行なっていくというスキームを組んでおります。そういう形でありますので、協議会のほうへ交付をしてという流れにはなりますが。

連絡協議会自体は行なっていませんが、こういう事業を進めていく上では、総括アーキテクトは岡山大学の学長さんでもありますし、そういう部分で事業については、アーキテクトの意見も聞きながら遠隔診療についての計画を令和5年度にしたということではございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

法令を示していただきたいということでございます。

先ほども申しましたように、条例等で読み取れない部分について、いろいろな要綱でありますとか解説を参考にして運用をしております。ですから、今回もそのあたりが読み取れないということで、要綱なり解説を参考にさせていただいて、最終的に町が判断をしたということでございます。

それから、ページの件でございます。これは支払いをする場合についてのみ、裏張り決裁に命令書をつけて会計管理室のほうへ伝票を出します。ですけれども、当初については金額が上がってなかったということで、そちらのほうへの提出がなかったものでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

請求がなかったのという書類が一遍は通過しましたね。そして、改めて請求があったので、請求どおりお金を渡すことになったと。それは、その判断の前にもう既に会計管理室を通過してますね、一遍は。通らない前の話ですか。支払いするという事は、会計管理室、必ず支払う、支払わない、そこを通さないと判断はできませんよね。実務上どんなんですか、その辺。明快にしてもらわんと。若干曖昧さが残るような気がして、気になりますね、書類手続上。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

日当の請求といいますか、命令書はあったんですけれども、金額が0円ということでありましたので、会計管理室は通っておりません、当初は。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありません。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私は、町長に先ほど答弁を求めたんですが。協定書にデジタル交付金を協議会か岡山大学に直接出しているという理由の一つが、大きな理由が協定書であれば、協定書に書かれている連絡協議会の設置と内容の実施に伴う経費負担は双方が協議し、別途定めると書かれている以上は、昨年度お金を協議会が出すとなったときに、町と岡山大学の協定書なので、それに基づいた行動を開始しなければならなかったと私は考えているんです。それがなくて、通常から話合いをしているからお金出しましたというのは、この協定書に基づいているのであれば、私は異なっている、つまり間違っていると思っているので。連絡協議会の設置と経費負担に関して、なぜこういったことをされてこなかったのか。していないにもかかわらず、岡山大学と町の協定書ができた上で、この協議会から岡山大学にお金が出ているという理由を分かりやすく述べていただけたらと思います。

これは最後の質問ですので、法令を示してほしいと言われても、具体的な法令がないということもありました。最後なんですけど、この命令書、もう一度、決裁者と受命者、それぞれどなたなのか、そして誰が記載したのかも答えていただきたいのと。こちらの命令書

で日当は発生していなくても、飛行機代の請求書の証明にはなると思うんです。そうですね。リョービさんから飛行機代の請求書が4枚、4人分あったんです。ただ、命令書が3枚しかなかったから、私は当時総務課に行って、命令書が足りないんじゃないかということを行ったんです。となると、飛行機代の請求があった、飛行機代の証明にこの命令書はなるはずなんですと私は思っているんです。分かりますか。飛行機代の請求書が4枚あったんです、12月7、8のときに。4枚あったんですよ。ただ、命令書は3枚しかなかったんですよ。となると、そもそもこれをちゃんとファイリングしておかないと、飛行機代4名分の命令書が3枚しかなかったら、文書が足りないじゃないですか。なぜこれが足りなかったのかで、日当が発生しなかったからということで、私成立しづらいんじゃないかと思うので、まだ1期目の新人議員ですから、分かりやすく説明をしていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

運用上の問題で、日当の請求がある場合のみ裏張りをつけるということでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑は。

（9番、「町長にお願いをしたんですけど。難しいですかね。

答えていただくの。」の声）

山本町長。

○町長（山本雅則君）

まずは、スーパーシティーからずっと続いたデジ田事業でございます。これはいろんなケースがありますが、基本的には吉備中央町に対してこういうことができますと、我々は、提案というのが一番そこにあります。そして、医療特区の場合は、それプラス新たなスタートアップ企業、医療に関する、それを育成というような項目も言われました、国から。そういうのが大前提です。

そうした中で特に医療関係については、岡山大学が知見、それから実際の運用等々も近隣大学では優れておられます。そうした中で提案され、すばらしい案を国も承認をし、それで進んでいると。ですから、岡山大学だけを特別視というんじゃないくて、岡山大学が優

れた医療に関する考え方、また進め方を持たれてるから、そのような町としては一番有利な、町民が一番利便性が高まる方策を取っています。

そのお金の流れにつきましては、課長が語る説明したとおり、適切に処理をしております。そして、旅費につきましては、おのおの議員さん等々にも町執行部としてお願いすることがあろうと思います。この事業する上でこういうことをお願いしますというときには、一緒に出張に行ってください。そのときの旅費は、大前提として頼んだほうが払うべきで、それは議員旅費をもって積算するのではなくて、一般旅費を使いなさいというのがうたわれてます。そして、吉備中央町の職員の旅費を準用させていただいてます。適切に執行をしております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

私は、基金の運用について、今回の議案書の中の関連資料として監査委員の意見書がついておりますが、その21ページでございます。

たくさん基金がありますが、財政調整基金についてお尋ねをいたします。

私の記憶に間違いがなければ、20年前の合併時の財政調整基金はたしか8億円前後だったと、財政調整基金はそうだと思います。それが、現在27億円近くになっておりますが、大体順調にこの20年間推移してきたのが、今年度5億4,000万円、私の記憶では初めて財政調整基金を使ったと思います。この大きな要因は、円城のPFAS関連の対応だと思いますが。

この間の様々な検証、検討委員会、第三者による中で、第三者の委員会では令和2年度にPFASの検査、国がそのことをやったほうが良いということで、ここも、吉備中央町もやりました。そのことは、第三者委員会の資料によれば、水道課全員事態を共有していたということだったんですが。その後、昨年度ですけれども、10月14日には、令和2年度は検査していないというようなことで、後でそれが発覚するわけですが。ある意味ではそのことについては、虚偽的な報告を県に行なって、それに対して町長、副町長は減給ということで、十分かどうかは別にして、一定のことは行いましたけれども。

これが本題ですが、令和2年度にそのときにきちんと対応していれば、こういうふうな令和5年度の財政調整基金の支出はかなり少なかったのではないかと、もうその前に対応し

てれば。このことについて、ガバナンスといたしましょうか、令和2年度、水道課の職員は共有していたという第三者委員会の報告がありながら、そのことがその年度に、令和2年度に対応できなかったことについての行政姿勢、先ほど一定のけじめはつけたということになっておりますが、改めてその行政姿勢について町長はどのようにお考えなのかをお尋ねしたいのが1つと。

それから、基金はためればいいというものでは、もちろんありません。それは適切に使えばいいんですが。基金、特に財政調整基金の運用について基本的な考え方をお尋ねいたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

財政につきましては、幾度となく皆様方にも報告しているとおり、財政基盤そのものは安定してやっております。基金につきましても、総額では増えております。

そうした中で、いつとき、財政調整基金、財調に偏ったらどうですかというような国の指導もございました。そうした意味で、分散もさせていただきました。災害等々、また学校の統廃合等もにらみまして、そちらのほうに分散したということもあります。ただ、トータルでは50億円を超える基金に増えております。

その中で1点、令和2年の件、厳しい状況で町も最前線の職員一丸となって対応させていただきました。私は、あのときはなかなか言いにくかったんですが、確かに数字を間違えて報告し、それが報・連・相のごとく上につながらなかった。それはガバナンスとして申し訳なかったと改めて反省をいたします。

しかしながら、一方で国、県のあの取組というのは、不満を持っております。あのときにもう少し助言とか、何とかというようないいかげんな数値じゃなくて、きちっと危険ですと、これは法律に定めるべき案件ですと、そしてきちっと検査をし、きちっとそれを国が責任を持ってチェックするということがあれば、この件はもう少し速やかに対応できたという思いはございます。

ただ、一番は職員がその数値を把握し、それがなかなか役場内で連絡できなかったというのは、申し訳なかったです。ただ、発覚してその後は、職員一丸となって誠心誠意させていただきました。ただ、まだまだ課題がございます。それに真摯に向き合い、対応して

いこうと思います。

ただ、もう一方で私が危惧しておりますのは、このことは忘れてはいけませんが、事あるごとに何かあったら、吉備中央町、円城、P F A Sというような名前が出ます。それは決して地域の思いではございません。地域の思いを酌んでしっかりと対応する、そして今かぶせられたものを払拭していく、楽しいものを、明るいものを上乘せして払拭する、それがこの町には必要な時期です。そのことを議員、執行部が改めて胸に置いて今後の対応をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

改めて、次の質問で町長のお考えというか、決意をお伺いしたいんですが。先ほどの旅費等々に関する欠番というか、欠ページとか、今日朝やりました総務委員会でも御説明は聞きました。今回の先ほど町長が答弁された内容のP F A Sの件についても、もちろん国の対策が随分緩いというか、遅れているということは、私は十分自分ではそういう理解をしておりますが。ただ、先ほどの旅費の件も含めて、水道課が知っていたけど上に上がっていないとか、報・連・相ということもおっしゃいましたけども、全般的に企業統治といえますか、職員の統治といえますか、ガバナンスが危ういということの印象を持っております。この点について、改めて今回の令和5年度の決算の中でも幾つかその事例があったんではないかと思えます。改めて、企業の統治について町長がどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

決算認定に直接関係するかどうかわかりませんが、職場の統治、ガバナンス、これにつきましては、今、職員は限られた人数の中で多くの職務を遂行しております。また、通常職務以外に発生したこともさせていただいております。しかし、仕事量云々で何も言おうとは思っていません。職員がしっかりと職務ができる職場環境、また人間関係、そして給

与体系もそうでしょう。しっかりと今後暗いことがないように、しっかり一人一人が輝けて仕事ができるように、吉備中央町役場、やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

何か質問、疑問があったので、ここでしっかり質問したつもりなんですけれど。答えていただけなかった決裁者と受命者のことであったり、いろんなことがありました。先ほどの町長のほうの答えを受けまして、討論を行いたいと思います。

私は、令和5年度の町の決算認定に関しまして、不認定の立場から討論をいたします。

不認定の立場である理由は、先ほど述べました2点、デジタル交付金並びにこの101ページ、特定議員に対する過年度分の支出に関して違法性があるのではないかと、ところが払拭できないからです。昨年の9月議会一般質問で、私はこの令和4年度の議員に関する旅費の支出に関して、一般質問で問題視をしました。その際、町長と総務課長は、地方自治体の行政財務の実務Q&Aにのっとり支出したということで、問題はないと。今も先ほどもおっしゃってましたし、条例に書かれてなくてもそういう思いがあれば出せるんだということがありました。こんなことがまかり通ると、条例が必要なくなります。つまり、議会で議案一つ一つ条例をみんなが審議して、賛成か反対かと手を挙げてやってる、それがなくなるんじゃないかと。つまり、議会制民主主義に対して大きな懸念を私は感じているからです。

問題となっていますこの事柄、特に出張に関しては、通常の議会費ではなくて、総務費から支払われていた。しかも、議長や議会事務局もその当時から把握していなかったもので、こちらは議員として公務ではないということも明らかになっております。

根拠法令、職員の旅費に関する条例だといったところで、こちらは職員並びにその扶養家族や遺族に限定されておりますので、これを適用することはできません。適用できないんじゃないかと言っても、適用できるという明確な答えもいただけませんでした。

この出張に関する報告書が役場に存在しないという点におきましても、透明性や説明責任に問題があると感じております。加えて、決算認定書類に書かれていた日付の旅行での命令書は、私が令和5年6月に開示請求して受け取った書類とは異なっていました。これが仮に意図的である場合は、公文書の適切な管理や保存を定める公文書管理法、そして情報公開請求に対して正確な情報を提供しなければならないと定めている情報公開法、そして刑法で言えば第156条の虚偽公文書作成罪や第158条の虚偽公文書行使罪などにも抵触する可能性があります。

議会と執行部の在り方という側面から見ても、この問題は大きな課題を含んでいると考えています。議会は、本来果たすべき行政の監視機能というものがあります。こういったことが許されてしまうと、果たして住民を代表する議会の役割は一体何になるのでしょうか。私は、議員には住民の利益を最優先に考えて、何よりも法と規範に基づいて町政を監視する責任があると考えております。違法だと私には見える支出を見過ごすということは、町民に対して説明責任を果たさないということもありますし、将来、同様の問題を防ぐことができなくなる可能性もございます。

この問題、3,000円という小さな問題です。しかし、一方で金額が小さいからといって、軽視されるべきものではありません。支出された根拠法令も見当たらない。そして、明示もできない。そして、命令書も今現在私が所有しているもので考えたら、2部存在していることになります。こういったことは、地方自治体の信頼を揺るがすんじゃないかなと私は重く捉えておりますので、よって不認定の立場ということで討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し賛成者の発言を許可します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

原案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対討論の中にありましたように、不正的なものが見られる、懸念があるというよ

うな言葉もございましたが、私は今回のこの決算のものにつきましても、各常任委員会で審査をした結果というのもございましょうし、長年の経緯からいきましても、執行部においては執行権の範囲内で正確に私はされてると思いました。今の反対の討論の中にあつた懸念はあると思います。確かに幾ばかしかそういうことに対しては慎重にやっつけていかなければならないという執行部に対する一つの意見としては、それは結構なことかと思いますが、今回の決算認定につきましても、従来どおり、私は賛成の意見を申し上げて賛成討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し、反対者の発言を許可します。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

私は、正面からこの論議に委員会が違ったので参加し切れてない面もあると思うんですが。今、役場でガバナンス、これが緩んでるんじゃないかという一般的な町民の見方というのは、残念なことに結構耳に入ります。私が監査委員をしているときに、ちょうど全国的にもそういう傾向が見られるという中で、帰ったら執行部のほうへきちっとガバナンスをとということを言われました。そのときに、各課できちっと点検もし、上がって行って、会計管理室も通り、そして最後は監査という中で。ところが、今回の場合、はせてあるというんか、2つ目の書類はどこでどういうふうに配られたか。一般論的には何となしに理解できるんですが、そこに曖昧さを感じるんです。これは私の実務的な理解が足らんからそう思っているのかもしれませんが。いずれにしても、執行部のほうは、こういう状況を指摘されることに対して、もっと毅然と対応していくんだという姿勢をこの際町民に向けてもはっきりさせていくということが必要ではないかと、弱点をカバーした言い方でなくて、指摘は指摘として正面から受けるということをお願いした形で、どっちかというたら否定的な、反対的な警戒の意見を述べさせてもらいました。

以上です。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

これで討論を終わります。

採決を行います。

本案は認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第56号、令和5年度吉備中央町一般会計並びに各特別会計の決算の認定については認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第57号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。

したがって、議案第57号、令和5年度吉備中央町上水道事業会計の決算の認定については認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第58号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は認定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第58号、令和5年度吉備中央町下水道事業会計の決算の認定については認定することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第15、議案第59号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第59号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから10時50分まで休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第60号、令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第60号、令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第17、議案第61号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第61号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第62号、令和6年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第62号、令和6年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第19、議案第63号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第63号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、議案第64号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第64号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正

予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第21、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

宮田住民課長。

○住民課長（宮田慎治君）

それでは、諮問第2号の説明をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、住所、生年月日の順に読み上げますが、誠に恐縮ではございますが、氏名については敬称を省略させていただきます。氏名、先山安則、住所、岨谷578番地1、生年月日、昭和30年10月4日。令和6年8月20日提出。吉備中央町長、山本雅則。

それでは説明させていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいてその職務を行います。法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては、まず町長が人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、議会の意見を聞いた上で地方法務局へ推薦します。そして、法務局で県の区域内の弁護士及び県人権擁護委員連合会に意見を求めて検討した後、法務大臣が委嘱します。

現在、人権擁護委員をしていただいております5名の方のうち、1名の任期が満了となりますので、引き続き再任として推薦するものです。任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては先山安則氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては先山安則氏を適任とすることに決定しました。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ここで議会運営についての全員協議会の開催を求めるための休憩動議を出したいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

ただいま黒田員米君ほか1名から休憩動議が提出されました。この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立をしました。

暫時休憩します。

午前10時59分 休 憩

午前11時29分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど全員協議会において平成31年に発生しました暴力事件について協議をしました結果、議会としての対応につき不備等がございましたので、ここで文書において謝罪をしたいと思えます。

謝罪文。平成31年3月25日に発生した暴力事件について、吉備中央町議会として議会だよりへの決議文掲載以降、関係者本人への聞き取りや事後の経過調査など適切な対応が行われず、また議会内においても経過並びに結果報告を行なっていなかった。

今回、被害者からの申出により事件の事後調査を行なったところ、加害者は検察より起訴をされ、その後、自身の罪を認めて罰金を全額納付した事実が明らかとなった。このことにより、被害者については、事件に関しての原因及び責任の一切はなかった事実が公的に証明されたものである。

吉備中央町議会は、この事件に関し、裁判の結果を待つことなく、加害者の虚偽の説明を基に事件当事者双方に役職辞任の処分を行なった。しかし、事件の結果は、加害者が全面的に罪を認めたことにより、被害者に対して議会が行なった処分は事実誤認による冤罪とも思われる処分であり、また事後の対応も適切ではなかった。

よって、黒田員米議員に対しては、議会の行なった処分及び対応により事件発生以来長く精神的苦痛を与えてしまったことを陳謝すると同時に、今後このような事件が二度と起こることがないように取り組むことを誓い、改めて吉備中央町議회를代表して黒田員米議員とその関係者の皆様方に対し陳謝をする。

令和6年9月4日、吉備中央町議会議長、難波武志。

誠に申し訳ございませんでした。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

すみません。ただいまの謝罪に対しまして動議を出したいと思っておりますので、これから動議の申請の説明を申し上げたいと思っております。

議長、よろしいでしょうか。了解いただけますでしょうか。

○議長（難波武志君）

はい。

○11番（西山宗弘君）

ただいま動議を発しました理由につきましては、今、議長のほうから過去の平成31年3月25日に発生した事案につきまして黒田議員より要請が出たことに対しての議会としての謝罪を申し上げたことに対しては今お聞きしましたが、これは先ほどの協議会の中でも同僚議員のほうから出ましたけど、この案件だけのみならず、これから将来にわたって議会の質の問題もございますので、それに対して休憩動議を求め、再議をしていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。賛成をいただけますでしょうか。

以上です。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

ただいまの動議により2名以上の賛成がございますので、この件につきまして取り上げさせていただきますが、暫時休憩します。

午前 11時35分 休憩

午後 1時02分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

すみません。先ほど来から続いております事案につきまして、動議を申請したいと思えます。議長のほうで取り計らいのほうをお願いいたします。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

ただいまの動議につきましては、1名以上の賛成者がおりますので、成立をいたしました。

暫時休憩します。

午後 1時03分 休憩

午後 1時05分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、石井壽富議員に対する議員辞職勧告についてを議題としますので、本件について石井壽富君は一身上の事件に該当しますので、退場を求めます。

午後 1時05分（4番 石井壽富君 退場）

○議長（難波武志君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

吉備中央町議会議長、難波武志殿。提出者、吉備中央町議会議員、西山宗弘、賛成者、

吉備中央町議会議員、黒田員米。石井壽富議員に対する議員辞職を勧告について。上記について別紙のとおり提出する。

発議第5号、議員辞職勧告。石井壽富議員に対し、議員辞職を勧告する。

記といたしまして、理由、平成31年3月25日に発生した暴行疑惑により町議会の品位を損なわせた。また、この件に関する議会の調査において責任ある説明をせず、虚偽の報告により議会運営を混乱させたことは、著しく誠意に欠けるものである。その後、暴行、傷害事件により起訴され、刑法による量刑が確定するも、議会に報告をしなかったことは、事件の風化により隠蔽を図ったとの疑惑を持たざるを得ない。これらの行いから、町民全体の代表者として資質を欠くものであると考えざるを得ないため、議員の辞職を勧告するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。まずは、この原案に対し、反対者の発言を求めます。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私は、議員辞職勧告に対しまして、反対の立場を取らせていただきます。

その理由が、まず言葉になっていなかったら申し訳ないんですけど、要請書の日付が7月30日に提出をされております。この事件自体は平成31年3月に発生をしたんですが、7月30日に議会議長に対して提出をされていれば、その間、今日、先ほど行われましたように、全員協議会を開いてこの事案についてまず共有をすべきだったのではないかと考えているからです。仮にそれが行われていれば、この要請書の要請内容の虚偽の説明による事実誤認というところも、説明もしくは調べることができたのかなと考えます。今、急に何が虚偽の報告だったのかと言われても、私は判断ができません。

と同時に、この要請書の中で委員長2つあったものの一つは辞任したが、1つはそうじゃなかったというところ等についても、議会の対応そのものについても、もっと何度も話し合う機会を設けた上ででない、一概に私は、今、今日、先ほど言われて、議員にとって法的拘束力はないものの、最も重い処分の一つである議員辞職勧告を突然出されるということは、私はこの手続が間違っているのではないかと考えますので、今、この現時点で

この辞職勧告に対して賛成するということはできない立場として反対をさせていただきます。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し賛成者の発言を許可します。

2番、加藤高志君。

○2番（加藤高志君）

私は、この勧告に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

まず、大きくは2つあります。

勧告の文章内に理由として虚偽の報告により議会運営を混乱させたとありますけれども、仮にこれがなかったとしても、議員たる職、それから町民からの負託等々を考えましても、傷害の事件を起こす、そして量刑が確定するような内容の事件を起こすというようなことがあれば、5年以上前の事件当日の段階で、少なくともこの勧告に近い処罰があるはずだからです。なので、今さらになってしまった、5年以上もたってしまった、このことについては若干今後一考する余地があるかもしれませんがもというのが1つ。

2つ目については、この間5年以上、本来被害者であった黒田議員が冤罪を5年以上も受けてたということです。これは極めて、刑罰、事件そのものよりも罪の深いことだというふうを考えるからです。

以上、賛成の立場でした。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し、反対者の発言を許可します。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

これ、全面的に反対というわけではありませんけれども、若干私の意をお話しさせていただきますと思います。

先般、この件につきましては、特別に議会運営委員会で協議がなされております。その協議内容につきましては、今日のここに示されております議員辞職勧告等の話は一切ありませんでした。話の内容といたしましては、全くといいましても近いほどの食い違いを持った内容を今日初めて私はお聞きし、またこうした文章を目にしたところでございます。

本来、議会運営委員会で協議なされた結果というものは、当然この本会議場に反映すべきものであると考えます。そうした意味あいからしましても、さきの議運で協議なされた

内容、そしてその責任度につきまして若干の私個人の不安感というものを持っております。そうした中で反対意見とさせていただきます。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し、賛成者の発言を許可します。

6番、河上真智子君。

○6番（河上真智子君）

先ほど石井議員には全員協議会において弁明の機会が与えられました。その場においても、さらに虚偽の発言、罰金に対する金額の発言、それが食い違っておりますし。また、黒田議員に対して、この5年間一回も直接の謝罪がなかった。そして、先ほどの弁明の機会においても、一切の謝罪はありませんでした。自己弁護に私は感じました。こういう点を見ても、町民を代表する議員としての資質を問われてしかるべきだと思います。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し、反対者の発言を許可します。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

ほかに討論はありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

私は、この件については、片方の当事者でありますので、賛成の立場としてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、本案についての反対の御意見がありました。その中で、若干私としては気になる部分があったわけです。議会運営委員会の中で協議をされたものがこの本会議場に上がってくるんだというような御説明でありました。しかしながら、先ほど全員協議会の中で私が説明させていただきましたけれども、本会議に仮に上げるんだとすれば、何がゆえに黒田には文書としてもものが返ってこなかったのか。議会運営委員会として正式な回答があるのであれば、当然、出した人間に対して、書面で出してあるのであれば、書面で返すべきではないかと思えます。それすらもしていない現在の議会運営委員会の在り方というのは、私は一考すべきではないかなと、このように考えております。

あと、本日初めてこのような話を聞くというふうな声もあったかと思えます。先ほど同様に全員協議会の中で私もお話をしましたけれども、何がゆえに今日に至ったのか、黒田の

ほうがなぜここで要望書を上げたのか。先ほど同僚議員の中からも、7月に出したものが、なぜ今ここでやっと上がってくるんだというお話がありました。まさにそのとおりです。私からすれば、ものが決まった段階で、それを本人、加害者側がちゃんと議会へ説明をすべきだと思います。それを被害者側が言わなかったからというふうに責任を押しつけていただくのは、遺憾なものがあるところです。それは皆さん方が仮に被害者になったときに、それができますか。

まして、私は当時議長でしたので、議長として議長不信任を受けたわけです。その不信任の内容というのは、議会を、言葉は悪いけど、ざわつかせたという部分で不信任を受けたわけです。当然、不信任という言葉は、議員の辞職にほぼ一緒に近いような内容です。当時、県の議長会の会長でありましたので、その会長を下りなさいということで。それを私はやりました。ですから、それで襟を正したように私は思っています。

けれども、相手方はその暴力事件を起こしたことで、総務産業委員の委員長は確かに辞任をされました。けど、もう一つの条件であった企業誘致はされてないわけですね。じゃあ、それは議会はどうしたんですか、皆さん方は。何を言われたんですか。なぜそこを追及しなかったんですか。私はそこは疑問に思うところです。この後、いろんなお話が出るのかも分かりませんが。

ですから、そのあたりのことも含みおきながら、皆さん方のやり方にも問題があったんだと思います。当然、私も大きな問題が多分あったと思います。けれども、議会としての大きな問題です。

それと同時に、さっき言ったように、7月に出たものがやっここで日の目を見て、皆さん方が協議をしてくださる、これはありがたいことです。皆さん方が初めてものを知って行って、初めて結果を知ってくれた。そして、先ほどは議長のほうからも謝罪の言葉をいただいたと。私にとってはとてもすばらしいことです。これは、今の吉備中央町議会がとっても正常だということです、今の話は。これが否決になるということは、吉備中央町議会どうしたんだと、他の議会、議員辞職勧告が出たところは同様の内容です。暴力事件がありの、恫喝がありの、パワハラがありの、それはそれぞれの議会がそこで自浄能力を持って、今の議会に対してその方はふさわしくないということで判断をされているわけです。ですから、議員の皆様方の御理解を賜りながら、今回のことは吉備中央町議会としてきちんとけりをつけるという思いを持っていただいて、御賛同のほうへ御意見頂戴できればと思っております。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかにありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

賛成、反対、順番があれでしたけど、反対の立場で意見を言わせていただきます。

先ほど、この動議の提案者、発議です、賛同者のほうからも意見がありましたが、議会の運営委員会の委員長として、議会がこの5年間何も動いていなかったわけではありません。もちろん、十分かどうかと問われれば、幾つかの問題はあります。

文書では出していないのも事実であります。ただ、これは当該年度に暴力根絶の決議というのを議会で行いまして、広報にも発表しました。それから、その後倫理規程も設けました。今日、議長の議会を代表しての謝罪もありました。今回のこの発議に関して、議員辞職勧告というのは一番重いものであります。先ほどの反対の中にもありましたけども、議運で今日の発議についての議論を深くしないまま提出された。提出するのは、もちろん発議ですから、これは当然の権利であります。私はそういう意味で、この間、議運の運営を全くやっていたわけではなくて、不十分であれ、様々な区切りをつけてやってきたということで、この勧告の理由について十分納得できませんので、反対を表明いたします。

○議長（難波武志君）

ほかに討論はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

私は、結論的には、代表者として資質を欠くものだという、そのことについては、全くそのとおりだというふうに思っています、私の他のそれまでの経験も含めて。ただ、議会としてどうしてきたか。私も、議長に曖昧になっていないかという意味のこともお話しさせてもらいましたし。話というほどでもなかったかな。そういうことになってないかというふうには言うてきたんですが。そのことをしっかり見ながら、何ととっても暴力そのものは否定されるべきだ。かつて、あそこの本会議で、当時、議長に対する不信任案が出ました。そのときもあれこれいろいろ言われましたけれども、私は暴力を振るったことに対してあれこれ言う、これはよくないというふうに思って、あの当時、黒田議長には、こう

いうことをしたら、ああいうことをしたらということで、町村会の会長を辞任云々等のことも出たわけですが。私は、それも議会としてすべきではなかったというふうな反省を持ちながら、結論的には資質を欠くということは事実だと思いますので、動議の基本的な内容のところについては賛成をいたします。

○議長（難波武志君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

石井壽富議員に対する議員辞職勧告について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、石井壽富議員に対する議員辞職勧告については可決されました。

石井壽富君の入場を求めます。

午後 1時26分（4番 石井壽富君 入場）

○議長（難波武志君）

石井壽富議員に起立を命じます。

議員辞職勧告。石井壽富議員に対し、議員辞職を勧告する。

記。理由、平成31年3月25日に発生した暴行疑惑により町議会の品位を損なわせた。また、この件に関する議会の調査において責任ある説明をせず、虚偽の報告により議会運営を混乱させたことは、著しく誠意に欠けるものである。その後、暴行、傷害事件により起訴され、刑法による量刑が確定するも、議会に報告しなかったことは、事件の風化により隠蔽を図ったとの疑惑を持たざるを得ない。これらの行いから、町民全体の代表者として資質を欠くものであると考えざるを得ないため、議員の辞職を勧告する。

以上。

〔4番、「議長、意見を言います。」の声〕

○議長（難波武志君）

石井壽富君。

○4番（石井壽富君）

議員辞職勧告を議会に出されたということは承知いたしておりますけれども、私のほうは法的な根拠もありませんので、議員を辞職するというふうなことはお受けいたすわけにはいきません。

以上です。

○議長（難波武志君）

お諮りします。

ただ今、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、閉会中の特定事件の調査についての申し出があります。

この際、これらの日程を追加し、ただちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時32分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第2、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

本件については、各委員長申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

それでは、第4回の定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を述べさせていただきます。

今回は16日間という長い期間、皆様方には多くの議案につきまして慎重審議を賜り、その全てにおきまして承認、可決をいただきました。ありがとうございます。

多分、この定例会は、私も併せて皆様方、最後の議会になろうと思います。この4年間を振り返ってみますと、なかなか忘れてはいけない、忘れることはできない4年間になりました。新型コロナウイルスのパンデミック、また吉備中央町の円城で起きた有機フッ素化合物発覚、これらにつきましては着実にスピード感を持って解決しなければならないことだと改めて認識をしております。

また、来春開校いたします新たな小学校3校があります。それにつきましても、形があるだけではいけません。しっかりと子どもたちのために教育力の向上につながる学校でなければならないと思っております。

このように今の吉備中央町は多くの課題を抱え、その課題をしっかりと解決しなければならない大切な時期でございます。今月の24日に町長、町議選告示がなされます。29日に決定されます。我々はどうのような立場になろうとも、しっかりと吉備中央町、また町民のために一丸となってまちづくりを進めなければならないと思います。皆さん、体には十二分に気をつけられまして、まちづくりの先頭に立って頑張ろうではありませんか。

今議会、ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで令和6年第4回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

午後 1時36分 閉会